

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第5号】

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 固定資産評価員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会 委員	年額	8,000円
------------	----	--------

別表第1 投票所の投票管理者の項中「12,700円」を「16,200円（職務時間内に交替する場合にあっては、16,200円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「12,700円」を「14,400円（職務時間内に交替する場合にあっては、14,400円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表開票管理者の項中「12,700円」を「14,400円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「11,600円」を「13,200円（立会時間内に交替する場合にあっては、13,200円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「10,300円」を「11,700円（立会時間内に交替する場合にあっては、11,700円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「10,300円」を「11,700円」に改め、同表選挙長の項中「19,500円」を「22,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第1 投票所の投票管理者の項から選挙長の項までの改正規定は公布の日から、同表固定資産評価員の項の次に1項を加える改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第1 投票所の投票管理者の項から選挙長の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。